



**前橋
市議会議員**

くぼた出いずる

活動報告

2020年 秋冬号

前橋市聴覚障害者福祉協会 顧問
議会 / 総務常任委員会 委員長
議会運営委員会 副委員長

前橋ホテル旅館協同組合 顧問
所属会派 / 前橋高志会

六供・生川地区の皆様こんにちは、くぼた出です。ご承知の方も多いと思いますが、当該地域は30数年かけて区画整理事業がおこなわれました。長期間の事業のため開始当初の交通事情と現在では大きく事情が変わっている箇所もあり、交通事故が複数回発生する交差点もあります。そのため信号機や横断歩道や標識の設置など、地元自治会、前橋市、警察と連携相談しながら解決に向けて取り組んでいます。今後も通学路の安全確保も含めて地域要望実現に向けて取り組んでいきます。

トピック **1**

**地域課題の解決に向けて
日々取り組んでいます!**

**信号機設置による
交通安全対策を
実施**



**小林酒店の
交差点の
標識を目立つよう
反射板付きの
大きい標識に
取り替えました!**



その後も事故が発生しましたので、更なる対策を検討しています

**定期的に
意見交換会を
実施しています**



六供町生川自治会長をはじめ
役員の方々との意見交換会にて

六供町自治会長、松寿会長との
意見交換会にて



六供町商工会役員の方々との
意見交換会 本丸にて

**六供町成年会員として
廃品回収の
お手伝い**



六供町育成会本部役員の
の方々との意見交換会にて



令和2年第三回定例会（市議会）総括質問

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

- ① 宿泊事業者支援策(今後の取り組み) ② 福祉関連補正予算

2. 決算状況について

- ① 実質単年度収支 ② 経常収支比率 ③ 基金

3. 地域の諸課題について

① 六供町コミュニティクラブ(コミュニティクラブ移転)

Q. 六供町コミュニティクラブについてですが、六供町の水質浄化センターのリブレース事業は25年323億円と大変な費用と時間のかかる事業です。長年地域住民に活用されてきたコミュニティクラブに関しての建て替えや時期についてどのように考えているか。

A. 六供温水プールに併設されている六供町コミュニティクラブにつきましては、新たに別の場所に建て替える予定としております。解体時期を令和6年度末までに完了する予定なので六供町コミュニティクラブの建て替えは、現在のところ、解体工事を開始する前の令和5年度末を目標として計画しています。(答弁者 財務部長)

② 第五コミュニティセンター(エレベーター設置)

Q. 次に第五コミュニティセンターについて伺います。管理運営委員会から平成27年5月に要望書が提出されております、要望事項として多機能トイレの設置、授乳室の設置、エレベーターの設置があり、既に多機能トイレ、授乳室については設置されましたが、エレベーター設置の具体的な方向性について伺います。

A. エレベーター設置の方向性ですが、エレベーター設置は大きな工事であり施設の利用制限を伴わざるを得ないため、同じく施設の利用制限を伴う大規模改修にあわせて行いたいと考えています。(答弁者 指導担当次長)

4. 土地区画整理事業について

- ① 事業全体の進め方 ② 文京町四丁目 ③ 二中地区(第一)(三河朝日町線)

5. 移住政策について

- ① 移住支援金



マイタクのご利用方法が
マイナンバーカードに限定されます。

マイタク

でまんど相乗りタクシー



マイタクに関する重要なお知らせ

- 令和3年4月から、新規の登録はマイナンバーカードのみとなります。(利用券での登録は不可)
- 令和4年4月から、マイナンバーカードでの利用に限定されます。(利用券でご利用の方はマイナンバーカードへの切り替えが必要です)
- マイタクの継続利用をご希望の方は、マイナンバーカードでのマイタク登録をお願いします。

マイナンバーカードで使えるサービス

- ① マイナンバーカードはマイタク以外にも使えます!
- ・マイタク・母子健康情報サービス
- ・コンビニでの証明書発行等
- ・e-TAXによる確定申告
- ・身分証明書としても利用可能
- ・運転免許自主返納者はマイナンバーカードケースへの専用シール貼付により、運転経歴証明書と同一のサービスを受けることが可能
- ・マイナポイント事業の実施

マイナンバーカードでマイタクを利用すると…
マイナンバーカードを車載機にかざすだけで
乗車ができます!

マイナンバーカード1枚でマイタクをご利用頂けます。
乗車の際は必ずマイナンバーカードをお持ちください。
乗車時にタクシー運転手にマイタク利用である旨を申し出いただき、
運転手の案内により車載機にマイナンバーカードをかざすだけです。



乗車時、
車載機にタッチ!

健康保険証として使える!
2021年3月(予定)
からスタート!
ピッとかざすだけでOK!
とっても便利に!



お問い合わせ

前橋市政策部交通政策課

TEL: 027-898-5844 / 027-898-5939 FAX: 027-224-3003

くぼた出

いする

自宅/事務所
事務所
Facebook
Twitter
メールアドレス
ブログURL
ホームページURL

住所: 前橋市文京町3-26-9 TEL: 027-226-6588 FAX: 027-226-6286
住所: 前橋市六供町1-16-6-203 TEL/FAX: 027-257-4929
http://www.facebook.com/izuru.kubota1
@kuiz0620
kuiz0620@gmail.com
https://ameblo.jp/kuiz0920/
https://www.kuiz.org/

ブログ



ホームページ

